

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義について、同法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

この法律は、電波の□A□な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

「電波」とは、□B□以下の周波数の電磁波をいう。

「無線電話」とは、電波を利用して、□C□を送り、又は受けるための通信設備をいう。

「無線局」とは、無線設備及び無線設備の□D□を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C	D
1	公平かつ能率的	300万メガヘルツ	音声その他の音響	操作
2	公平かつ能率的	300万ギガヘルツ	音声	管理
3	有効かつ適正	300万メガヘルツ	音声	操作
4	有効かつ適正	300万ギガヘルツ	音声その他の音響	管理

A - 2 次の記述は、アマチュア無線局の免許について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者には、アマチュア無線局の免許を与えないことができる。

電波法又は放送法に規定する罪を犯し□A□に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から

□B□を経過しない者

無線局の□C□から□B□を経過しない者

	A	B	C
1	懲役	3年	免許の取消しを受け、その取消しの日
2	懲役	2年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日
3	罰金以上の刑	3年	運用の停止の命令を受け、その処分の期間が終了した日
4	罰金以上の刑	2年	免許の取消しを受け、その取消しの日

A - 3 次の記述は、アマチュア無線局の工事設計等の変更について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ□A□なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

の変更は、周波数、□B□又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。

電波法第8条の予備免許を受けた者は、総務大臣の許可を受けて、□C□又は無線設備の設置場所を変更することができる。

	A	B	C
1	総務大臣の許可を受け	電波の型式	通信の相手方、通信事項
2	総務大臣の許可を受け	通信方式	無線局の目的
3	総務大臣に届け出	電波の型式	無線局の目的
4	総務大臣に届け出	通信方式	通信の相手方、通信事項

A - 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許申請書の添付書類の写しとともに2年間保存しておかなければならない。
- 2 3箇月以内に返納しなければならない。
- 3 速やかに廃棄しなければならない。
- 4 1箇月以内に返納しなければならない。

A - 5 次の記述は、アマチュア無線局の受信設備の条件について、電波法及び無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

受信設備は、その□A□又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。

に規定する□A□が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい□B□を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。

その他の条件として受信設備は、なるべく次に適合するものでなければならない。

- (1) 内部雑音が小さいこと。
- (2) 感度が十分であること。
- (3) 選択度が適正であること。
- (4) □C□が十分であること。

A	B	C
1 副次的に発する電波	擬似空中線回路	了解度
2 副次的に発する電波	空中線結合回路	受信周波数安定度
3 誘導電流	擬似空中線回路	受信周波数安定度
4 誘導電流	空中線結合回路	了解度

A - 6 次に掲げる記号をもって表示する電波の型式のうち、電波法施行規則の規定に照らし、その内容が誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「F1B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの及び伝送情報の型式が電信であって自動受信を目的とするものを表示する。
- 2 「A3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものを表示する。
- 3 「F3F」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がテレビジョン（映像に限る。）のものを表示する。
- 4 「H3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって低減搬送波による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの及び伝送情報の型式がファクシミリのもをを表示する。

A - 7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧□A□又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮へい体又は□B□の内に収容しなければならない。ただし、□C□のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A	B	C
1 300ボルト	金属遮へい体	無線従事者
2 300ボルト	接地された金属遮へい体	取扱者
3 350ボルト	金属遮へい体	取扱者
4 350ボルト	接地された金属遮へい体	無線従事者

A - 8 次の記述は、変調について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信装置は、□A□によって搬送波を変調する場合には、変調波の□B□において□C□パーセントを超えない範囲に維持されるものでなければならない。

A	B	C
1 音声その他の音響	尖頭値	± 8 5
2 音声その他の音響	平均値	± 1 0 0
3 音声その他の周波数	尖頭値	± 1 0 0
4 音声その他の周波数	平均値	± 8 5

A - 9 次の記述は、非常通信について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□A□場合において、有線通信を利用することができな
いか又はこれを利用することが□B□であるときに人命の救助、□C□、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をい
う。

A	B	C
1 発生し、又は発生するおそれがある	不可能	財貨の保全
2 発生し、又は発生するおそれがある	著しく困難	災害の救援
3 発生した	著しく困難	財貨の保全
4 発生した	不可能	災害の救援

A - 10 次の記述は、アマチュア無線局の免許状の記載事項の遵守について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき
字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合には、□A□、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限
りでない。

(1) 免許状に□B□であること。

(2) 通信を行うため必要最小のものであること。

又は□C□の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	の(1)
2 無線設備の設置場所	記載されたもの	の(2)
3 無線設備の工事設計	記載されたものの範囲内	の(2)
4 無線設備の工事設計	記載されたもの	の(1)

A - 11 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1か
ら4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A□又は電波天文業務(注)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大
臣が指定するものにその運用を阻害するような□B□を与えないように運用しなければならない。ただし、□C□については、この限
りでない。

(注) 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 他の無線局	混信	遭難通信
2 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 重要無線通信を行う無線局	混信その他の妨害	遭難通信
4 重要無線通信を行う無線局	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A - 12 自局の通信が他の無線局の呼出しにより混信を受けた場合、無線局運用規則の規定により、妨害しないよう通知するために使用する略符号を下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 QSK 2 QSD 3 QRL 4 QSV

A - 13 次の記述は、電波の発射の停止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、無線局の発射する□Aが総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して□B電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、の命令を受けた無線局から発射する□Aが総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

総務大臣は、の規定により発射する□Aが総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに□Cしなければならない。により電波の発射を停止された無線局を運用した者は、□Dに処する。

A	B	C	D
1 電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	の停止を解除	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2 電波の強度	臨時に	その旨を通知	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	その旨を通知	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
4 電波の質	臨時に	の停止を解除	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A - 14 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行う処分について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、アマチュア無線局の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□A以内の期間を定めて□Bの停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、□C若しくは空中線電力を制限することができる。

A	B	C
1 6箇月	無線局の運用	電波の型式、周波数
2 6箇月	電波の発射	周波数
3 3箇月	無線局の運用	周波数
4 3箇月	電波の発射	電波の型式、周波数

A - 15 次に掲げる記述のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 5年以上無線設備の操作を行わなかった場合
- 2 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた場合
- 3 日本の国籍を失った場合
- 4 不正な手段によりその免許を受けた場合

A - 16 次の記述は、免許証の再交付及び返納について、無線従事者規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線従事者は、免許証を□Aに免許証の再交付を受けようとするときは、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

(1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）

(2) 写真□B

無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から□Cにその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A	B	C
1 汚し、破り、又は失ったため	1枚	10日以内
2 汚し、破り、又は失ったため	2枚	1箇月以内
3 失ったため	1枚	1箇月以内
4 失ったため	2枚	10日以内

A - 17 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務（第三地域の場合に限る。）に分配されているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 1,606.5kHz～1,800kHz
- 2 1,800kHz～2,000kHz
- 3 2,000kHz～2,065kHz
- 4 2,065kHz～2,107kHz

A - 18 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の違反を認めた局は、どう措置しなければならないか。同規則の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡しなければならない。
- 2 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 3 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 4 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。

A - 19 次の記述は、許可書について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、この規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、□A□ ことができない。ただし、この規則に定める例外の場合を除く。

許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、□B□ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | A | B |
|--------------|---------|
| 1 設置し、又は運用する | 電気通信の秘密 |
| 2 設置し、又は運用する | 無線通信の規律 |
| 3 無線設備を所有する | 電気通信の秘密 |
| 4 無線設備を所有する | 無線通信の規律 |

A - 20 次の記述は、アマチュア業務について、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局の最大電力は、□A□ が定める。

国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の□B□ 一般規定は、アマチュア局に適用する。

アマチュア局は、その伝送中 □C□ 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

- | A | B | C |
|------------|----------|--------|
| 1 関係主管庁 | 技術特性に関する | 30分ごとに |
| 2 関係主管庁 | すべての | 短い間隔で |
| 3 国際電気通信連合 | すべての | 30分ごとに |
| 4 国際電気通信連合 | 技術特性に関する | 短い間隔で |

B - 1 次の記述は、免許状の訂正について述べたものである。無線局免許手続規則の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。

イ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

ウ 免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。

エ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。

オ 免許人は、氏名に変更を生じたときは、適宜免許状の氏名又は名称欄を訂正し、その旨を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

B - 2 次の記述は、「占有周波数帯幅」及び「必要周波数帯幅」の定義について、電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の□ア輻射され、及びその下限の□イ輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の□ウに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な□エ情報の伝送を確保するために十分な占有周波数帯幅の□オをいう。この場合、低減搬送波方式の搬送波に相当する発射等受信装置の良好な動作に有用な発射は、これに含まれるものとする。

- | | | | | |
|-------------|------------|-------------|------------|-------|
| 1 周波数帯を超えて | 2 周波数帯において | 3 0.05パーセント | 4 0.5パーセント | 5 最大値 |
| 6 周波数未満において | 7 周波数を超えて | 8 速度及び質で | 9 最小値 | 10 量の |

B - 3 次に掲げる通信のうち、電波法施行規則の規定によりアマチュア局がその免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて行うことができるものを1、行うことができないものを2として解答せよ。

- ア 電気通信業務の通信
- イ 電波の規正に関する通信
- ウ 無線機器の試験又は調整をするために行う通信
- エ 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信
- オ 漁業通信

B - 4 次に掲げる記述のうち、電波法の規定により無線局の免許人が総務大臣に報告しなければならない場合を1、報告を要しない場合を2として解答せよ。

- ア 非常通信を行った場合
- イ 原因不明の重大な混信を受けた場合
- ウ 非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行った場合
- エ 電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めた場合
- オ 電波の質が総務省令で定めるものに適合していないおそれのある無線局を認めた場合

B - 5 次の記述は、混信について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、□ア、識別表示のない信号の伝送を禁止する（第19条（局の識別）に定める例外を除く。）

送信局は、業務を満足に行うため必要な□イで輻射する。

混信を避けるために

（1）送信局の位置及び□ウ可能な場合には、受信局の位置は、特に注意して選定しなければならない。

（2）不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、□ウ可能な場合には、□エの□オをできる限り利用して、最小にしなければならない。

- | | | | | |
|-------------------|----------|----------|------------|----------|
| 1 暗語又は略語による伝送 | 2 最小限の電力 | 3 業務の性質上 | 4 電波伝搬 | 5 利点 |
| 6 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送 | 7 十分な電力 | 8 技術的に | 9 指向性のアンテナ | 10 電気的特性 |